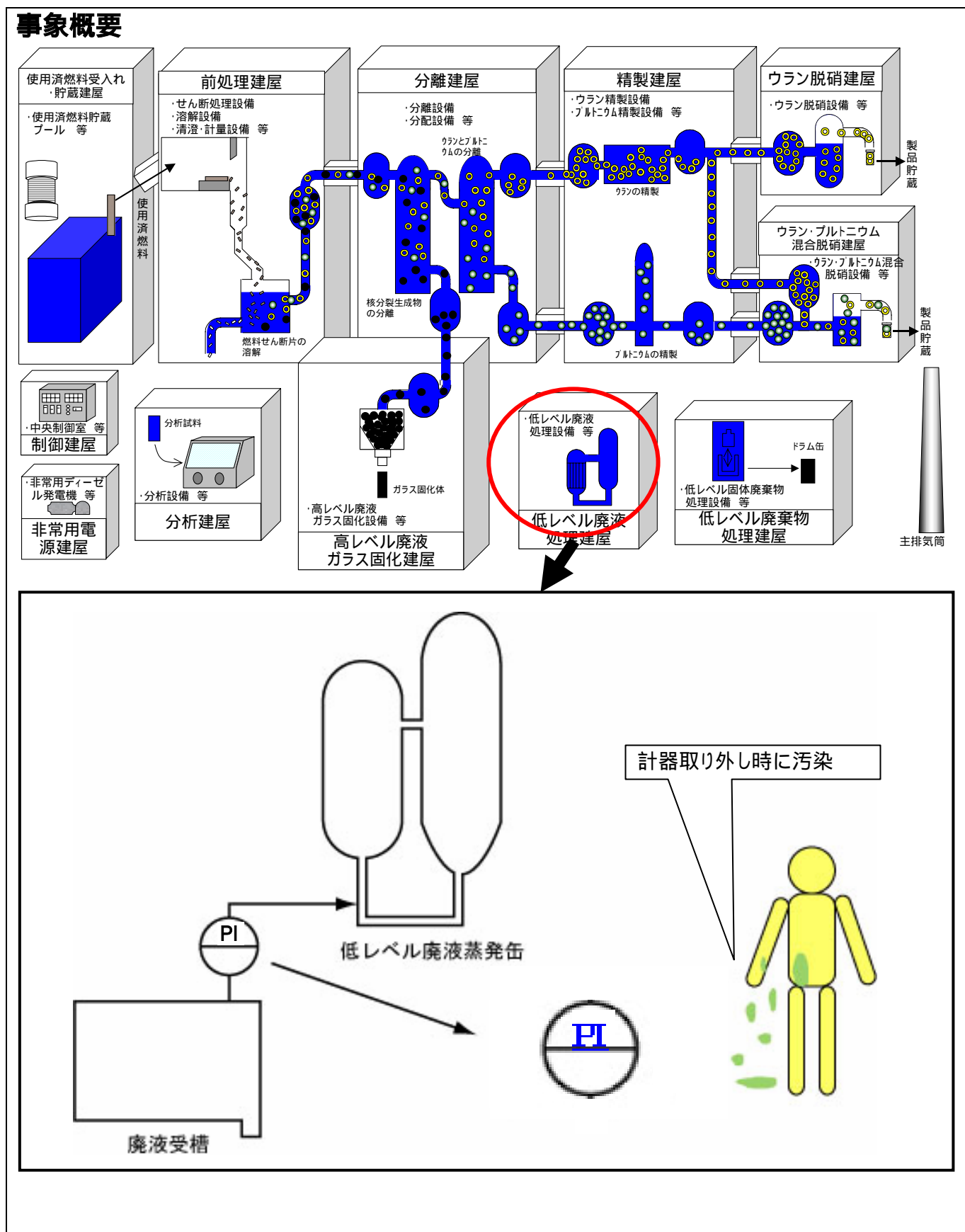


再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応(No.6-11)

件名	測定計器点検作業時における汚染						
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 低レベル廃液処理建屋: 圧力計廻り</p> <p>(2) 発生の状況 圧力計点検中</p> <p>(3) 概要 低レベル廃液蒸発缶への給液系の圧力計を点検のため取り外した時に、作業員の靴底、衣服及び身体表面の汚染が発生(作業エリア外のサーベイメータ等で汚染を検知)</p> <p>* 他の建屋も含め同種の作業においても、同様な汚染の発生が予想される。</p>						
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 低レベル廃液処理建屋換気設備が稼働している室内での事象及びそれに伴う点検作業であり、また、サーベイメータ等で汚染検出時には除染を行うので、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 作業員の汚染及び作業区域の汚染であり、サーベイメータ等で汚染を検知し、定められた手順で除染を行うため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 作業員については異常被ばくのないことを確認し、直ちに汚染を除去することによって作業員への安全を確保するため、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 他工程への影響は生じない。 汚染の除去を行うのに時間を要する場合は、当該作業が影響を受けるが、他工程への影響は生じない。</p>						
対応の概要	<p>(1) 汚染の除去を行うとともに、ウランの体内への取り込みがないことを確認する。</p> <p>(2) 作業員の移動経路等の汚染の有無を確認する。</p> <p>(3) 汚染があれば、定められた手順に従い、汚染した区域の除染を行う。</p> <p>(4) 除染後、再度放射能測定を行い汚染の除去を確認して点検作業を再開する。</p>						
公表区分	翌平日に公表(ホームページへ掲載)						
対応区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(a) 運転継続しながら復旧</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;"> 国際評価尺度 (INES) のレベル 日本原燃による評価: レベル0以下 放射性物質による汚染、被ばく等 多重防護の劣化 運転時監視等からの遊離等 </td> </tr> <tr> <td>(b) 運転システムを切り替えて復旧</td> </tr> <tr> <td>(c) 当該機器を停止して復旧</td> </tr> <tr> <td>(d) 当該設備を停止して復旧</td> </tr> <tr> <td>(e) 影響範囲の設備を停止</td> </tr> </table>	(a) 運転継続しながら復旧	国際評価尺度 (INES) のレベル 日本原燃による評価: レベル0以下 放射性物質による汚染、被ばく等 多重防護の劣化 運転時監視等からの遊離等	(b) 運転システムを切り替えて復旧	(c) 当該機器を停止して復旧	(d) 当該設備を停止して復旧	(e) 影響範囲の設備を停止
(a) 運転継続しながら復旧	国際評価尺度 (INES) のレベル 日本原燃による評価: レベル0以下 放射性物質による汚染、被ばく等 多重防護の劣化 運転時監視等からの遊離等						
(b) 運転システムを切り替えて復旧							
(c) 当該機器を停止して復旧							
(d) 当該設備を停止して復旧							
(e) 影響範囲の設備を停止							



本事象は当該機器停止時の保守作業中に発生したものであるため対応区分該当なし。